

～多彩なまちの魅力と支えあう区民の力～

中野区基本構想

(平成28年(2016年)3月25日改定)

～未来を拓く中野の自治と参加～

中野区自治基本条例

(平成17年(2005年)4月1日施行)

平成28年(2016年)3月



中野区

はじめに

平成17年（2005年）3月25日に「中野区基本構想」を制定しました。基本構想は、区民すべての共通目標であると同時に、区が区民の信託にもとづき行政を進める上でもっとも基本的な区政運営の指針となるものです。

この基本構想では、豊かな地域社会をつくりあげていくための基本理念とまちの将来像・10年後に実現するまちの姿を明らかにしています。

また、区民の自治と参加を基本に区政を運営していくことを定めた中野区自治基本条例を、平成17年（2005年）4月1日に施行しました。自治基本条例は、区民一人ひとりが地域のまちづくりの主役として身近なところから自治を考え、区政へ参加し、みんなの豊かさや幸福につながる地域社会をつくっていくことを定めたものです。

基本構想は、制定から10年、一部改定から5年が経過しました。この間、区内では、中野四季の都市（まち）が完成し、西武新宿線沿線立体交差事業が始まりました。また、地域では、町会・自治会を中心に地域支えあいネットワークの取組が広がっています。東日本大震災、地球温暖化、少子高齢化、人口減少社会、東京オリンピック・パラリンピックの開催決定など、外部環境も大きく変化しました。こうした区を取り巻く社会経済状況の変化に対応するとともに、これまでの成果を検証し、新たな10年の区政の方向を定めるため、平成28年（2016年）3月25日に基本構想を全面的に改定しました。

基本構想と自治基本条例は、たくさんの区民のみなさんと時間をかけて検討し、つくられたものです。多くのみなさんに知っていただき、ともに力をあわせながら、よりよい中野のまちの実現をめざしていきましょう。

平成28年（2016年）3月
中野区

もくじ

中野区基本構想 （平成 28 年（2016 年）3 月 25 日改定）	
 1 ~ 3 2
◇中野区基本構想の概要 2
◇中野区基本構想（全文） 4
■第 1 章 新たな時代に向けて 4
■第 2 章 中野のまちの基本理念 6
■第 3 章 中野のまちの将来像 7
■第 4 章 10 年後に実現するまちの姿 15
■第 5 章 将来像の実現をめざして 26
◇中野区基本構想の制定・改定の経緯 28
中野区自治基本条例 （平成 17 年（2005 年）4 月 1 日施行）	
 3 3 ~ 4 3
◇中野区自治基本条例の概要 3 4
◇中野区自治基本条例（全文） 3 6
◇中野区自治基本条例の制定の経緯 4 2
参考資料：用語の意味 4 5

～多彩なまちの魅力と支えあう区民の力～

中野区基本構想

(平成28年(2016年)3月25日改定)



◇中野区基本構想の概要

○基本構想とは

中野区基本構想とは、区のすべての仕事の基本になる指針です。中野区自治基本条例に基づき、区議会の議決を経て定められます。

○基本構想の構成

中野区基本構想は、全5章で構成されています。

第1章 新たな時代に向けて

これまでの中野区の歴史と、基本構想を制定した経緯等を記しています。

第2章 中野のまちの基本理念

中野のまちに住み、働き、学び、活動する区民が共有する、住みよいまちをつくっていくための普遍的な考え方を示しています。

第3章 中野のまちの将来像

区民の暮らしや活動を関連深いものごとに8つの領域にまとめ、領域ごとに中長期的なまちの将来像を描いています。

【8つの領域】

- I 産業と人々の活力がみなぎるまち
- II 快適・安全な魅力ある都市
- III 環境負荷の少ない、持続可能なまち
- IV 誰もが成長し続けるまち
- V 支えあう地域のきずな
- VI 自らつくる健康で安心した暮らし
- VII 区民の暮らしを守る行政サービスの基盤
- VIII 区民とともに築く持続可能な区政

第4章 10年後に実現するまちの姿

第3章で描いた8つの領域ごとに、10年間で到達する将来のまちの姿を描いています。

第5章 将来像の実現をめざして

1 基本構想と計画体系

基本構想は、区の計画体系の最上位に位置し、「新しい中野をつくる10か年計画」は、基本構想の理念と将来像を実現するための基本計画です。

2 行財政運営の基本原則

基本構想で描く将来像を実現するための財政運営の基本原則を明らかにしています。

◇中野区基本構想(全文)

平成17年(2005年)3月25日制定

平成22年(2010年)2月19日改定

平成28年(2016年)3月25日改定

第1章 新たな時代に向けて

中野区は、昭和7年(1932年)、中野・野方両町の合併によって誕生しました。以後80余年、戦争やその後の復興、高度経済成長、バブル崩壊とそれに続くいわゆる失われた20年など、時代の変化に対応しながら、自治の営みを重ね、人々のきずなを強めてきました。区民は、ともに築き上げてきた中野のまちを愛し、誇りを持っています。さらに、このまちを発展させながら、次の世代に自信を持って引き継いでいきたいと思っています。

中野区は、平成17年(2005年)3月、「生かされる個性、発揮される力」を基本理念とした基本構想を制定しました。基本構想は、人々が力をあわせてお互いの暮らしやまちの豊かさを高めていくための区民の共通目標であると同時に、中野区が区民の信託に基づき行政を進める上で、最も基本的な区政運営の指針です。多くの区民の皆様の意見を踏まえながら検討を進め、議会で議決されるものです。この基本構想では、区民がともにめざす中野区の将来像を描いた上で、10年後に実現するまちの姿を示しています。そして、中野区は、そこに向けた中野区の実行計画を示すものとして、「新しい中野をつくる10か年計画」を策定しました。基本構想は、中間となる5年目で、時代の変化を踏まえ、一部に所要の改定を行いましたが、根幹となる部分はしっかりと引き継ぎながら10年が経ちました。

この間、中野区内では、警察大学校等跡地に中野四季の都市(まち)が完成し、企業や大学の立地などで中野駅周辺が大きく様変わりしました。西武新宿線沿線では、中井駅～野方駅間の連続立体交差事業*が始まりました。地域では、町会・自治会を中心に自治の活動が進展し、地域支えあいネットワークづくりの取組が始まっています。

東日本大震災が起きたこと、地球温暖化の影響が一層懸念されるようになったこと、また、少子高齢化の進展、人口減少社会への突入、平成32年(20

20年)の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定など、外部環境も大きく変化しました。

時代の変化や基本構想を踏まえた区政の歩みによって、変わってきた中野のまち。これまでの成果を検証し、新たな10年の区政の方向を定めるため、今回、基本構想を全面的に改定することとしました。

そして、新たな基本構想で描く10年後に実現するまちの姿に向けて、「新しい中野をつくる10か年計画」についても全面的に改定を行います。10か年計画では、将来像がどれだけ実現されてきているかを測るための具体的な「指標」を設定し、「指標」ごとの目標値を定めるとともに、将来像の実現に向けて中野区が取り組む施策について明らかにするという区政運営の根幹となる構成はそのままに引き継ぎながら、新たな基本構想が描く10年後に実現するまちの姿をめざしていきます。

少子高齢化や生産年齢人口の減少によって、地域社会の有り様は今後も大きく変化していきます。産業が成熟化し、新たな経済成長の道筋を見出さなければならないこと、都市施設など多くの社会資本が老朽化している現状、待たなしとなっている地球環境問題、いよいよ切迫感を増している大規模災害の懸念など、区政が対応していくべき課題も山積しています。特にこれからの社会の課題は人々の暮らしに密着して、地域で解決していかなければならないことばかりです。地方自治体が未来を見据えて自らの責任で地域を運営していく地方分権でなければ、日本の未来を拓くことはできません。

地域の課題は、地域住民が自ら考え、自ら決定し、自らの責任で未来を切り拓いていく。いよいよ本格的な地方分権時代の到来となります。

中野区に暮らし、自治体を築き上げている区民が、10年後の中野区を「多彩なまちの魅力」に満ち、「支えあう区民の力」であふれる「わがまち」としていくため、すべての区民が力をあわせて行動する道標として、中野区基本構想を定めます。

第2章 中野のまちの基本理念

中野のまちに住み、働き、学び、そして活動する区民は、真に豊かな地域社会をつくり上げていくための普遍的な理念を共有します。

生かされる個性 発揮される力

私たちは、すべての人々の自由と尊厳を守り、大切にします。

私たちは、一人ひとりの個性を大切にし、みんなの幸せを考えて行動します。

私たちは、地球的視野に立って、平和な世界を築き、環境を守り再生させ、次世代の人々へ受け渡していきます。

私たちは、それぞれが持つ力を発揮して、ともに支えあいます。

私たちは、一人ひとりが、みずから決定し、行動し、参加して自治を担うことで、心豊かな、いきいきとしたまちをつくります。

第3章 中野のまちの将来像

—多彩なまちの魅力と支えあう区民の力—

将来の都市像を、「多彩なまちの魅力と支えあう区民の力」のあるまちとして描きます。

中野区は、これまで築いてきた歴史と個性を受け継ぎながら、まちに住む人の生活の質を高めていきます。同時に、多くの人々がこのまちを訪れ、幅広い活動を展開する、誰にとっても快適な、魅力あふれるまちをめざします。

そこでは、人々がいきいきと暮らし、ともに協力し、支えあいながら生活を営んでいます。その中から、地域に根差した支えあいの精神が育ち、独創的、先進的な文化や芸術が生まれ、社会を豊かにし、次代を切り拓くような財やサービスが次々と生まれて、まちの魅力が様々な形で内外に向けて発信されている・・・、そんなまちの実現をめざしていきます。

《8つの領域でみた将来像》

I 産業と人々の活力がみなぎるまち

I-1 世界に開かれた経済活動とにぎわいの拠点

- 中野駅周辺は、最先端の業務拠点、個性豊かな文化発信拠点、最高レベルの生活空間といった多彩な魅力を持ち、東京の新たなエネルギーを生み出す活動拠点として活力にあふれています。
- 生活・仕事・交流・文化活動を支える拠点である交流拠点*や駅周辺のにぎわいが再生された西武新宿線沿線では、自然や歴史などと共生した、新たな文化が構築され、区民の生活の質が向上するとともに、にぎわいや観光の拠点として注目されています。

I-2 魅力にあふれ、来街者の絶えないまち

- まちのにぎわいや魅力が高まり、来街者が絶えないまちとなっています。
- 外国人観光客が多く訪れ、国際色豊かなまちとなっています。

I-3 暮らしと交流の中心となる商店街

- 商店街は、商品やサービスの供給に加え、医療・介護等をはじめとした日常生活の支援、交流の場として暮らしを支えるとともに、周辺のまちづくりと連携し、地域コミュニティの核となっています。
- 連携都市との経済交流が進み、その都市ならではの商品が安定的に供給され、消費活動が充実しています。

I-4 多様な経済活動で多くの就労の機会が生まれているまち

- 多くの国際ビジネス関連企業が立地し、グローバルに展開する多様な活動が活発化しています。
- グローバルに展開する多様な活動から、新たな産業や文化等が生まれています。
- グローバルに活動する人材が、中野の住人としてにぎわいづくりに貢献しています。
- 産業の発展によりまちに活気があふれるとともに、人々の生活の質が向上しています。
- 誰もが自らのライフスタイル*にあった就労や公益活動を行っています。

II 快適・安全な魅力ある都市

II-1 安全で利便性の高い、住み続けられるまち

- 建物の不燃化や公共空間の拡大などが進み、災害に強いまちになっています。
- 土地の高度利用により、オープンスペース*や公共空間が広がり、都市の機能や住環境が向上しています。
- まちの交通環境が整備され、誰もが快適に日常移動ができています。
- 多様で質の高い住宅や魅力ある景観、住環境により、子育て世帯から高齢者等までが、それぞれのライフステージ*やスタイル*に応じ、安心して中野のまちで暮らしています。

Ⅱ-2 景観やみどりに配慮された魅力あるまち

- まちの景観が向上し、来街者を引き付ける魅力となっています。
- 公園や遊歩道、街路樹などによって、まちにみどりが増えるとともに、健康維持のための活動や憩いの場が増えています。

Ⅱ-3 計画的に整備・管理される都市基盤施設

- 都市計画道路*や狭あい道路*などが、それぞれの担う役割に応じて整備され、まちの安全性・快適性が確保されています。
- 道路や施設のバリアフリー化等が進み、誰もが安全、快適に都市生活を送っています。

Ⅱ-4 災害への備えや防犯の取組が進んだまち

- 災害への備えが、自助・共助・公助のそれぞれの視点で整っています。
- 避難等災害時に支援の必要な人への対応が充実し、誰もが安心して地域生活を送っています。
- 多くの人々が地域での防犯活動に参加するとともに、防犯のための環境整備が進み、まちの安全が高まっています。

Ⅲ 環境負荷の少ない、持続可能なまち

Ⅲ-1 環境負荷の少ない低炭素社会*

- 日常生活の中で低炭素なライフスタイル*が浸透し、次世代に引き継がれています。
- 環境に配慮した都市施設等の基盤が整い、低炭素なまちが築かれています。
- 温暖化に伴う気候変動の影響に適応したまちとなっています。
- ごみの発生抑制、資源化の取組が徹底されることにより、「ごみゼロ都市・なかの」が実現しています。
- 都市の暮らしの中で、みどりを育て、うるおいとやすらぎを感じられるまちとなっています。

Ⅲ-2 良好な生活環境が守られているまち

- 食の安全や薬物乱用の防止などにより、区民の暮らしの安全が高まっています。
- 動物愛護の精神が広く共有され、地域の中で人と愛護動物との共生が図られています。
- 害虫・害獣等生活環境を阻害する要因が排除され、人々が良好な生活環境の中で暮らしています。

Ⅳ 誰もが成長し続けるまち

Ⅳ-1 安心して産み育てられるまち

- 子どもたちは、地域の中で見守られ、様々な体験を通じて心豊かに育っています。
- ニーズに応じた支援や教育・保育環境が整い、保護者は育児等への不安や孤立感が解消され、愛情と責任を持って子育てに臨んでいます。
- 虐待や発達上の課題がある子どもや家庭への支援や地域での理解が深まり、子どもがみな大切にされています。
- 地域の中で、子どもたちの声がこだましています。

Ⅳ-2 自ら学び可能性を拓く子どもが育つまち

- 子どもたちに自他の生命や人権を尊重する心が育まれています。
- 自ら学び考え、自らの道を切り拓き、社会変化に対応できる人材が育っています。
- 学校、地域、家庭の協働により、学校の教育力が向上し、活力ある学校が経営されています。
- 学校は、地域やボランティアの様々な活動によって、地域コミュニティの核となり、地域の連帯が深まっています。
- 子どもたちは、豊かな情操を育み、知力・体力を高めながら、自分の将来に希望や目標を持ち、いきいきと学んでいます。

IV-3 学びと文化を創造・発信するまち

- 文化・芸術が保護され、生涯を通じての学習の機会が地域の中に広がり、区民は自らの可能性を伸ばしながら、いきいきと暮らしています。
- 中野に息づく歴史、伝統文化が保護・継承され、それぞれの魅力が周知され、中野への愛着が深まっています。
- 区民は豊富な情報資源を仕事や暮らしに活用し、充実した人生を築いています。

V 支えあう地域のきずな

V-1 見守り・支えあいが広がるまち

- 町会・自治会に、多くの人に参加し、地域コミュニティの核として、様々な活動を行う団体と連携して、地域の課題を自主的に解決しています。
- 近隣による見守りや日常的な支えあい活動などにより、区民生活に安心がもたらされています。
- ライフステージ*や関心に応じた公益活動、文化・生きがい活動を通して、社会参加が進んでいるとともに、地域での課題に、それぞれの立場から取り組み、その解決を図っています。
- 公的なサービスを補完し、より柔軟できめ細かな日常生活のニーズを満たす活動が、地域団体、公益団体や民間活動により形成されています。

V-2 様々な活動の連携によって守られる暮らし

- 区民とその家族は、自らの意向、選択が尊重され、自己実現に向けた生活を営んでいます。
- 区民のお互いの見守りや支えあい活動によって必要な相談支援につながり、誰もが地域の中で孤立することなく安心して生活しています。
- 様々な機関等が連携したサービスの提供によって、誰もがライフステージ*に応じた相談や自立した日常生活に向けた支援を受けることができ、地域の中で健やかな暮らしを続けています。

- 質の高い保健・福祉等の多様なサービスが確保されるとともに、利用者を保護する取組により、区民が安心してサービスを利用しています。

VI 自らつくる健康で安心した暮らし

VI-1 スポーツ・健康づくりで活力のみなぎるまち

- スポーツ競技力が高まり、国内外で活躍する区民が増えています。
- 多くの区民が、身近な地域で、日常的な運動・スポーツに親しみ、健康に暮らしています。
- 様々なスポーツが区内で盛んに行われ、スポーツを通じて地域コミュニティが活性化するとともに、まちのにぎわいが高まっています。

VI-2 健康的な暮らしを実現するまち

- 区民一人ひとりが、健康の大切さを自覚し、疾病・介護予防などの情報や支援を得ながら、日々の暮らしの中から健康づくりに努め、健康的に暮らしています。
- 健康づくりや医療などの体制が整備・確保され、区民は健康不安のない暮らしを営んでいます。
- 自然と歩きたくなるまちの整備により、日々の暮らしの外出などが健康づくりにつながっています。

VI-3 誰もが障壁なく自己実現できるまち

- 地域での生活において、社会的障壁が取り除かれ、障害者は、自らの意思と決定に基づいて自己実現できる社会となっています。

VI-4 暮らしの支えが整い、自立した生活を営めるまち

- 様々な暮らしの支えにより、区民の生活の安定と自立が促進されています。

Ⅶ 区民の暮らしを守る行政サービスの基盤

Ⅶ-1 安定した社会保険制度の運営で暮らしを支えるまち

- 安定した医療保険制度が構築され、区民が安心して必要な医療を適切に受けることができます。
- 安定した介護保険制度の運営により、区民が安心して一人ひとりの状況に応じた適切な介護サービスを利用できています。

Ⅶ-2 質の高い区民サービスを支える基盤が整うまち

- 住民情報が正確に記録され、質の高いサービスが提供されています。
- 情報基盤により、区民が自身の住民情報を活用し、必要な行政サービスを知り、速やかに利用できるまちとなっています。
- 正確に記録された住民情報と多様な納付手段の提供が、適正な課税と納税につながり、区民サービスを支える基盤が強化されています。
- 情報通信技術（ICT）と対面による対応の連携により、区民はいつでも、どこでも、質の高いサービスを利用でき、豊かな生活を営んでいます。
- マイナンバー制度*に対応する利活用が、官民のサービスに広がり、区民の利便性が高まっています。

Ⅷ 区民とともに築く持続可能な区政

Ⅷ-1 区民意思と合意に基づく政策決定

- 区民が自らの意思と合意に基づき、共通する幸福と豊かさを追求するため、より良い中野のまちの実現をめざし、質の高い情報を得て、区政の政策決定過程へ参加しています。

Ⅷ-2 人権を守り、多様な人が参画するまち

- 区民相互の人権が守られ、尊重しあえる地域社会が形成されています。
- 多様な文化や多様な生き方を認めながら、地球規模で考え、地域に根差した行動のもと、平和で豊かなまちとなっています。

Ⅷ-3 将来を見据えた行財政運営

- 将来を見据えた確かな状況分析のもと、区民にとっての価値を見極めた施策立案がなされ、区民に信頼される区政運営が行われています。
- 将来の需要を見据え、強固な財政基盤が整っています。
- 区民の暮らしを守るための危機管理が徹底されています。

Ⅷ-4 連携都市との相互発展に向けた豊かな交流

- 連携都市との間で長期滞在等の人々の交流が進み、区民の生活における選択の幅が広がり、ライフスタイル*に応じた暮らし方ができるようになっています。

第4章 10年後に実現するまちの姿

「多彩なまちの魅力と支えあう区民の力」のあるまちをめざして、向こう10年間で到達する将来の姿を、8つの領域ごとに描きます。

I 産業と人々の活力がみなぎるまち

I-1 世界に開かれた経済活動とにぎわいの拠点

- 中野駅周辺の回遊性が高まり、周辺まちづくりが進むとともに、グローバルな活動を行う企業の増加、集客交流機能を活用した様々な会議やイベント、文化活動等の充実や発信、良好な居住空間の整備を通して、多彩な魅力が形成されています。
- 西武新宿線沿線については、中井駅～野方駅間の連続立体交差化*に伴い、踏切や線路による地域分断や交通渋滞が解消され、安全性・利便性が向上しており、野方駅～井荻駅間についても、引き続き事業化が図られています。
また、各駅を中心とする道路整備や街区の再編等を契機に、それぞれの地域特性を活かしたまちづくりが進んでいます。
- 西武新宿線沿線以外の交流拠点*については、業務施設や交流施設、住宅の誘導等、まちの活性化に向けたまちづくりが進んでいます。

I-2 魅力にあふれ、来街者の絶えないまち

- 交通利便性に優れた住環境とともに、マンガ・アニメや小劇場の演劇などのカルチャー、個性的な店、飲食店の集積といった様々な顔を見せる中野ならではの魅力・特徴が認知され、国内外から多くの人の中野のまちを訪れ、楽しんでいます。
- 哲学堂公園をはじめとする固有の歴史や文化が観光資源となり、来街者が中野のまちを周遊しています。

- 中野駅周辺を中心に、グローバルなイベントをはじめ様々なイベントが開催され、また、魅力的な店舗等が充実し、東京の新たなシンボルとなっています。
- 積極的に来街者への対応を行うことで、交流が活発化し、まちのにぎわい、地域の活性化が進んでいます。

I-3 暮らしと交流の中心となる商店街

- 区民の日常的な生活用品やサービスが安定的に供給されるとともに、魅力のある商店が集まり、便利で個性的な商店街が形成されています。
- 商店街は、人々の交流の場であるとともに、医療・介護、子育てや教育などの生活を支援するサービスが充実し、地域コミュニティの核として機能しています。
- 連携都市の生産者との交流や物産交流を通して、安全・安心で豊かな消費活動が形成されています。

I-4 多様な経済活動で多くの就労の機会が生み出されているまち

- 国際的に展開するビジネスの活動基盤が整備され、多くの関連企業が立地しています。
- グローバルに活動する人材が、ビジネス拠点、生活拠点として、中野のまちを選択しています。
- 産業の育成、発展が図られ、地域経済が活性化しています。
- 行政や関係機関の支援と効果的な連携により、ライフサポート関連産業*やICT・コンテンツ関連産業*の創出や事業活動が進んでいます。
- 女性が能力を活かし、希望に応じた働き方を選択できています。
- 障害者は、就労や地域活動を通じて社会に貢献しています。
- 高齢になっても、ライフスタイル*に応じた仕事や社会貢献の機会に恵まれています。

Ⅱ 快適・安全な魅力ある都市

Ⅱ-1 安全で利便性の高い、住み続けられるまち

- 大震災、水害等に備えた、災害に強い、安全・安心なまちづくりが進んでいます。
- 土地の高度利用等が進み、オープンスペース*や公共空間が増加しています。
- 誰もが安全で円滑に移動できる、多様な交通環境が整っています。
- 単身者、子育て世帯や高齢者等の多様なニーズに応じて、住宅の共同化、リノベーション*、空き家等の利活用等の様々な手法により、住宅ストックが形成されています。
- 子育てや多世代同居のため、そのライフスタイル*に応じた広さの住まいが確保されています。
- 高齢者は、サービス付き高齢者向け住宅*等、その生活の必要に応じた住まいが確保・選択できています。

Ⅱ-2 景観やみどりに配慮された魅力あるまち

- 歴史的・文化的資源等地区の特性を活かした景観の整備が進み、まちの魅力が向上し、来街者が増加しています。
- 公園や遊歩道、街路樹等の整備や民有地や住宅での緑化が進み、まちのみどりが増加しています。

Ⅱ-3 計画的に整備・管理される都市基盤施設

- まちの骨格となる道路等の都市基盤施設の整備や計画的な維持補修が行われ、まちの安全性、交通の利便性やにぎわいなどが向上しています。
- 狭あい道路*の整備が進み、日常生活の利便性やまちの環境が向上しています。
- 道路や施設のバリアフリー化等の誰もが快適に過ごすための都市基盤の整備が進んでいます。

Ⅱ-4 災害への備えや防犯の取組が進んだまち

- 多くの方が、自ら災害への備えを行うとともに、防災訓練などに積極的に参加しています。
- 避難の際に支援が必要な人への支援態勢が構築されるとともに、円滑な避難生活を送るための態勢が整備されています。
- 災害やその復旧・復興のための対応の基盤が整い、日常生活や事業活動が早期に復旧できるまちになっています。
- 地域では町会・自治会等の団体が、警察等関連機関と密接な連携を保ち、自らの防犯活動の取組が進んでいます。

Ⅲ 環境負荷の少ない、持続可能なまち

Ⅲ-1 環境負荷の少ない低炭素社会*

- 地球環境にやさしいライフスタイル*が、あらゆる世代の日常生活の中に幅広く根付いています。
- エネルギーの面的管理、建築物の低炭素化、再生可能エネルギー*の利用等により、低炭素なまちづくりが進んでいます。
- 温暖化に伴う気候変動による様々な影響に対して、適応が進んでいます。
- 区民、事業者、区、それぞれが役割を果たすことにより、ごみの発生抑制、資源化の取組が進み、環境負荷が低減するとともに、ごみの大幅な減量が実現しています。
- 建替えなどに伴う緑化のほか様々な工夫により、暮らしの中に息づくみどりが増えています。

Ⅲ-2 良好な生活環境が守られているまち

- 適切な食品監視・指導と、食品の安全・安心について区民・事業者・行政の間で情報・意見交換をする機会の充実等により、衛生的な食品が常に提供されています。
- 区民団体等との協働により薬物乱用・危険ドラッグは撲滅され、区民は正しい知識に基づいて医薬品を利用しています。

- ペットの正しい飼養方法が普及し、愛護動物との共生について理解が深まっています。
- 自主防除の知識浸透と確実な駆除により、生活衛生や安全を脅かす害虫・動物等から地域が守られています。

IV 誰もが成長し続けるまち

IV-1 安心して産み育てられるまち

- 家庭が子育てについての責任を自覚し、自信を持って子育てを行うことができるように、妊娠・出産期からの一貫した相談・支援体制が整っています。
- 地域の子育て支援の拠点の整備が進み、親同士の交流や、子どもたちの様々な活動が行われています。
- 地域で子育て支援者やコーディネーターの育成が行われ、育成活動のネットワークが広がり、地域全体で子どもの育ちを支えています。
- 虐待や発達課題など、個別的な支援を必要とする子どもへの一貫した支援が、関係機関の連携のもとに推進されるとともに、地域での理解が浸透しています。
- 家庭は、子どもや家庭の事情に応じて必要な子育て支援サービスを利用して、安心して子育てができています。
- すべての乳幼児が、必要に応じた保育や幼児教育を、家庭の理念や選択により受けることができるよう、十分なサービスが提供されています。
- 地域や行政の様々な協力や支援によって家庭は充実した子育てを行い、出生率が向上しています。

IV-2 自ら学び可能性を拓く子どもが育つまち

- 子どもたちは、グローバル化のより一層の進展に対応できる、確かな学力、体力、コミュニケーション能力と社会規範を身に付けるとともに、自他を尊重する態度が育っています。

- 子どもたちは、基礎から応用段階まで自ら学ぶ力を身に付け、思考力や判断力、表現力など各自の個性を伸ばしています。
- 学校と地域が連携・協力する体制が整い、子どもたちは多様な体験や学習に取り組んでいます。
- 特別な配慮を必要とする子どもたちを含めたすべての子どもたちが、個々に応じたきめ細やかな教育を受け、地域の中で交流しながらその可能性を伸ばしています。
- 子どもたちの成長期の心の問題への多様な支援体制が整っています。
- 家庭や学校、地域の協力した取組によって、子どもの体力が向上しています。
- 豊かな食文化を身に付け、子どもが健やかに育っています。

IV-3 学びと文化を創造・発信するまち

- 地域に根付く文化・芸術の振興が図られ、その成果が幅広く区民に共有されています。
- 区民は、地域や社会に貢献し続けられるよう、学びの機会を活用しています。
- 中野に息づく歴史、伝統文化の魅力が広がり、区民はそれらに親しみ、誇りを持って継承しています。
- 学校と図書館が連携した読書活動を推進することにより、子どもたちは読書に親しみ、豊かな創造力と生きる力を育んでいます。
- 図書館は、地域性とともにもその専門性を高め、各館の個性に即した文化・情報の拠点として区民の仕事や暮らしを支援しています。

V 支えあう地域のきずな

V-1 見守り・支えあいが広がるまち

- 町会・自治会は、地域での課題を解決するため、地域活動の中核として、他の公益団体との連携を深めています。

- 近隣関係を軸とした地域での支えあい活動が広がり、多くの人が担い手となっています。
- 地縁団体以外にも、専門的な領域での活動が成熟し、多くの区民が参加し、様々な取組が活性化しています。
- 区民活動センターは、区民の意思に基づいて運営される地域自治の拠点として、機能しています。
- 町会・自治会、大学、NPO、民間企業等の広範な連携が行われ、地域活動や公益活動が活性化しています。

V-2 様々な活動の連携によって守られる暮らし

- 身近な地域の中での見守り・支えあい活動によって支援が必要な人は、適切な相談・支援を受けています。
- 認知症*などへの理解が深まり、生活支援のサービスや成年後見制度や近隣の支えあいにより、区民は自らの選択による意向を尊重され、地域生活を続けています。
- 町会・自治会などの地域の活動団体や民生児童委員、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体、民間事業者や医療機関などが連携し、見守り、医療・福祉・介護の支援、健康づくり・予防、住まいなどを一貫して総合的にサポートする体制が整い、活発に活動が展開されています。
- 医療・福祉・介護・権利擁護・生活支援などの多様なサービスについては、必要とされる量が確保されるとともに、包括ケアの担い手の確保と多様で質の高いサービスが提供されています。

VI 自らつくる健康で安心した暮らし

VI-1 スポーツ・健康づくりで活力のみなぎるまち

- トップレベルの競技やアスリートを通じて、スポーツへのあこがれや関心が高まり、区民の競技活動が活発に行われています。
- トップアスリートやスポーツ指導者の活用によって、地域のスポーツ団体や学校部活動への技術的支援や活動支援が進んでいます。

- 誰もが、その人なりに楽しみながら継続的に身体活動やスポーツを楽しむ場や機会が地域の中に広がっています。
- 身近な地域でのスポーツ・レクリエーション活動を通じて、豊かな人間関係や地域コミュニティの形成が進んでいます。

VI-2 健康的な暮らしを実現するまち

- 区民一人ひとりが、健診結果などの情報や身近な医療、地域の取組などを活用しながら、健康の自己管理に努め、健康の維持向上を図っています。
- 健康づくりの取組に対するインセンティブの仕組みが整えられ、区民の意識が高まり、それぞれの健康づくりが進んでいます。
- 日々の暮らしの中で、自然と健康づくりにつながるような、まちの構造や景観が整備されています。
- かかりつけ医を持ち、身近な地域で気軽に受診相談ができています。また、医療機関相互の連携により、必要な医療が受けられる体制が整備されています。
- 健康危機に対しての迅速な対応体制が整備され、感染症など様々な健康への脅威が未然に防がれています。

VI-3 誰もが障壁なく自己実現できるまち

- 総合的な相談支援体制と専門相談機能が強化され、障害者は身近な地域で必要な支援を受けながら安心して生活をしています。
- 障害者は、多様なサービスの中から自分に合ったものを選択して利用し、地域で自立した生活を送っています。
- 障害者は、就労や地域活動を通じて社会に参加し、様々な交流や活動に関わることで、いきいきと暮らしています。

VI-4 暮らしの支えが整い、自立した生活を営めるまち

- 個人のかや地域の支えを超えて生活が困窮し、行政の支援が必要な人に区は支援を用意し、その支援により生活が安定し、自立した生活を回復・維持する世帯が増えています。

- 継続的な生活困窮に至る前から就労支援等が行われ、区民は、安定した生活を営むことができます。

Ⅶ 区民の暮らしを守る行政サービスの基盤

Ⅶ-1 安定した社会保険制度の運営で暮らしを支えるまち

- 社会保険制度にかかる説明や情報提供が、ワンストップでわかりやすく行われ、必要な人に必要な情報が提供され、手続きが円滑に進められています。
- 正確な資格管理、保険料収納の確保により、社会保険制度の運営のための基盤が整っています。
- 医療・介護サービス等における給付が適正に行われ、社会保険制度が安定的に運営されています。
- 介護事業者への指導や人材確保の支援等により、適正な介護保険サービスを提供できる体制が整っています。

Ⅶ-2 質の高い区民サービスを支える基盤が整うまち

- 住民基本台帳にかかる事務が正確に、安定的に行われるとともに、マイナンバー制度*に対応した利活用が進み、区民サービスの正確性、利便性を高める環境の整備が進んでいます。
- 正確な課税とともに、税にかかる制度理解の促進や納税者の状況に応じた多様な納付手段の提供により、収入率が高まっています。
- 情報通信技術（ICT）の活用とあわせ、対面によるきめ細かな対応を進めることにより、質の高い行政サービスの提供が進んでいます。

Ⅷ 区民とともに築く持続可能な区政

Ⅷ-1 区民意思と合意に基づく政策決定

- 多様な媒体を通じて、区政情報の共有化、マイナンバー制度*におけるマイナポータル*の導入等による区民ニーズに応える双方向の情報交換等が図られ、区民が迅速、的確に質の高い情報を入手できています。
- 人口・世帯、産業・経済、医療・福祉の統計データ等、様々な行政データが広く活用され、行政の効率性、透明性が高まっています。
- あらゆる人にとって、公平・公正で、開かれた区政運営の基盤となる政策決定過程への参加の仕組みと機会の拡充が図られています。

Ⅷ-2 人権を守り、多様な人が参画するまち

- 区民一人ひとりが自分を大切にするとともに、それぞれの考えや生き方を認め、差別されることなく社会に参画できる環境づくりが進んでいます。
- 他国との市民レベルの交流が進み、地域における相互理解の輪が広がり、恒久平和に向けた区民意識が高まっています。

Ⅷ-3 将来を見据えた行財政運営

- 最少の経費で区民にとって最大の価値を生み出す区政運営が行われています。
- 幅広い視野と区民への共感に基づいた施策を立案し、積極的に多様な主体と協働し、施策を遂行できる組織運営・職員育成が行われています。
- 区の幹部として女性が活躍することをはじめ、多様な人材の活用が図られています。
- 様々な主体によるサービスが展開される中、民間等が行う公共サービスを含め、必要な質・量が確保されています。
- 将来を見据えた施策展開が実現し、区民が長く親しみ、利用できる区有施設が整備、運営されています。
- 危機発生時においても、区民の生命・財産が守られ、区民生活に密着する行政サービスの提供機能を維持するための仕組みと機能が充実しています。

Ⅷ-4 連携都市との相互発展に向けた豊かな交流

- 連携都市との間の観光・体験、経済等の交流が活発化して、長期滞在や二地域居住*などが行われています。

第5章 将来像の実現をめざして

1 基本構想と計画体系

基本構想は、区の計画体系の最上位に位置し、「新しい中野をつくる10か年計画」は、基本構想の理念と将来像を実現するための取組や目標を示す基本計画となります。この計画では、基本構想が描く将来像について、10年後に達成する「指標」と目標値を明らかにし、その実現をめざします。

個別計画の策定や事業の実施は、基本構想と「新しい中野をつくる10か年計画」に基づいて行われ、これらをさらに具体化していくものとなります。

区は、あらゆる機会を捉えて基本構想の考え方を広く区民に周知し、区民とともにその理念を共有し、取組を推進していくとともに、現状の把握や検証・評価にあたって、幅広い区民の参加を進めていきます。

「新しい中野をつくる10か年計画」をはじめ行政計画は、常に時代の変化を捉え、必要な見直しを行っていくこととします。

2 行財政運営の基本原則

区は、次の原則を基本にして、基本構想が示す基本理念を推進し、将来像の実現に向けた取組を進めていきます。

○ 持続可能な行財政を確立する

最少の経費で区民にとって最大の価値を生み出す、効率化と質が保たれた小さな区役所により、持続可能な行財政を確立します。

○ 公共サービスを多様な担い手に開放し、公助を確保する

区は、行政としての支援が必要な区民のために、社会的な安全網としての施策を実施します。民間や地域活動団体などの多様な担い手によって、より効率的で柔軟なサービスが区民に提供される中で、区はそうした活動が適正に行われ、区民から信頼されるものとなるよう、評価する仕組みをつくるとともに、サービスの質と量を確保するため、監視・指導・支援を行っていきます。

- 参加と地域自治を進める
区政運営への区民参加と、地域における自己決定・自己責任に基づく地域自治によって、中野の自治を推進します。
- 開かれた公正な行政を確立する
区民の声を反映する仕組みを活用して、広く区民の意見を求めながら行政運営を行います。あわせて、発生主義会計の考え方に基づく財務状況や、外部評価による施策の評価結果の公表など、行政の説明責任を果たし、行財政の目標と成果についてわかりやすく情報提供を行います。また、サービスに対する苦情などを行政全体として受け止め、公正な立場で解決していきます。
- 目標と成果による行政を経営し、行政組織を整備する
区民の立場に立った目標を明確にして、その達成をめざす行政システムを確立します。達成すべき目標にあわせて予算、組織を編成し、区民に公表して、「計画—実施—評価—改善」のプロセスを進めます。同時に、区の組織を簡素で効率的なものにするとともに、組織の縦割りによる弊害をなくし、現場への権限委譲を進めて、迅速で柔軟な意思決定を行います。あわせて、人材育成を進め、価値の高い行政運営を図ります。
- 自治体としての自己決定・自己責任を実現する
様々な制度改革などに対して、自己決定・自己責任により対応できる、自立した自治体をめざします。

◇中野区基本構想の制定・改定の経緯

① 中野区基本構想の制定(平成17年(2005年)3月25日)の経緯

審議会やワークショップで議論

基本構想の検討にあたり、幅広い区民のみなさんの参加を基本として、平成15年(2003年)2月に学識経験者5人、区民委員15人で構成される基本構想審議会を発足しました。翌月、同審議会のもとに「基本構想を描く区民ワークショップ」が設けられました。このワークショップには、公募区民132人と基本構想審議会委員13人に参加いただき、また、区職員のプロジェクトチームのメンバーも加わり、議論を重ね、平成16年(2004年)2月に提案書を基本構想審議会へ提案しました。同審議会は、同年4月に基本構想に盛り込むべき内容についての答申をまとめ、区長へ提出しました。

区の検討

区では、基本構想審議会の答申や区民のみなさんによる提案内容をもとに、基本構想等策定本部会議を中心に検討しました。同時に、中野区議会においても基本構想を調査するための特別委員会が設けられ、意見や提案をいただきました。

意見交換会の開催

また、随時、区民のみなさんとの意見交換を行い、検討とその反映に努めてきました。素案についても、パブリック・コメント手続と意見交換を行いました。みなさんからの意見を参考に区案を作成し、平成17年第1回中野区議会定例会に提出しました。区案は、平成17年(2005年)3月25日に区議会で可決されました。

将来像を実現するために

区は、この基本構想を踏まえ、将来像の実現に向けた取組やその達成状況を測る具体的な目標を明らかにする「新しい中野をつくる10か年計画」(計画期間：平成17年度(2005年度)～平成26年度(2014年度))を平成18年(2006年)1月に策定し、様々な取組を進めてきました。

② 中野区基本構想の改定(平成22年(2010年)2月19日)の経緯

平成22年度(2010年度)から10年後を見据えて

平成20年度(2008年度)から、「新しい中野をつくる10か年計画」(計画期間:平成17年度(2005年度)~平成26年度(2014年度))の後期5年間の目標と施策の展開について改定を行うための検討を進めました。

その中で、平成17年度(2005年度)からの区を取り巻く社会経済状況の変化等を踏まえると、区政を着実に展開していくためには、基本構想の目標の年次を、平成22年度(2010年度)から10年後を見据えたものにする必要が生じました。そこで、基本構想で具体的な将来像を描いている「10年後に実現するまちの姿」について、状況の変化に即応して必要な改定をするべく、検討を進めました。

意見交換会の開催とパブリック・コメント手続の実施

区は、社会経済状況の変化等を踏まえて検討を進め、平成21年(2009年)8月に「中野区基本構想の改定の視点」としてとりまとめました。これについて、同年9月に区民のみなさんとの意見交換会を実施しました。みなさんからの意見などを参考に検討を進め、同年10月に「中野区基本構想の改定の考え方」としてとりまとめ、これについてパブリック・コメント手続を行いました。みなさんからの意見などを参考に区案を作成し、平成21年第4回中野区議会定例会に提出しました。区案は、平成22年(2010年)2月19日に区議会で可決されました。

区政の着実な展開に向けて

区は、この基本構想の改定を踏まえ、基本構想で描く基本理念を実践するとともに、10年後の中野のまちの姿を実現するために、「新しい中野をつくる10か年計画(第2次)」(計画期間:平成22年度(2010年度)~平成31年度(2019年度))を平成22年(2010)年3月に策定しました。この計画を基に、様々な取組を進めてきました。

③ 中野区基本構想の改定(平成28年(2016年)3月25日)の経緯

新たな10年後を見据えて

基本構想は、制定から10年、一部改定から5年が経過しました。この間の様々な取組の進展と、外部環境の変化により、中野のまちは大きく変わりました。そこで、これまでの成果を検証し、新たな10年の区政の方向を定めるため、全面改定をすべく、検討を進めました。

審議会で議論

区は、平成26年(2014年)6月に「中野区基本構想及び新しい中野をつくる10か年計画の改定方針」を決定し、同年9月に、学識経験者5人、区民委員15人で構成される中野区基本構想審議会を設置し、諮問しました。同審議会は、平成27年(2015年)3月に改定にあたっての基本的考え方と盛り込むべき事項についての答申をまとめ、区長へ提出しました。

広く区民のみなさんからの意見をうかがいました

基本構想の改定にあたっては、区民と区長の対話集会や電子メール等による意見募集、区民意識・実態調査など様々な形で広く区民のみなさんから意見をうかがいました。区は、審議会答申内容や議会での議論、区民のみなさんからの意見などを踏まえて検討を進め、平成27年(2015年)10月に中野区基本構想検討素案としてとりまとめました。これについて、区民のみなさんとの意見交換会を実施しました。みなさんからの意見などを参考に検討を進め、平成28年(2016年)1月に中野区基本構想検討案としてとりまとめ、これについてパブリック・コメント手続を行いました。みなさんからの意見などを参考に区案を作成し、平成28年第1回中野区議会定例会に提出しました。区案は、平成28年(2016年)3月25日に区議会で可決されました。

真に豊かな中野のまちの実現をめざして

区は、この基本構想を踏まえ、将来像の実現に向けた取組やその達成状況を測る具体的な目標を明らかにする「新しい中野をつくる10か年計画」(第3次)(計画期間：平成28年度(2016年度)～平成37年度(2025年度))をあわせて策定し、様々な取組を進め、真に豊かな中野のまちの実現をめざしていきます。

【中野区基本構想の制定・改定までの経過】

制定までの経過	平成14年(2002年)8月～9月	▼基本構想等策定本部会議を設置 ▼新しい基本構想と(仮称)新しい中野をつくる10か年計画に関する策定方針を決定 ▼職員プロジェクトチーム発足
	平成15年(2003年)2月	▼中野区基本構想審議会発足
	平成15年(2003年)3月	▼基本構想を描く区民ワークショップ発足
	平成15年(2003年)7月	▼第1回基本構想シンポジウム開催 ▼職員プロジェクトチームが基本構想改定に向けた提案をまとめる
	平成15年(2003年)12月	▼第2回基本構想シンポジウム開催
	平成16年(2004年)2月	▼基本構想を描く区民ワークショップが提案をまとめ、中野区基本構想審議会に提出 ▼第3回基本構想シンポジウム開催
	平成16年(2004年)4月	▼中野区基本構想審議会が区長へ答申
	平成16年(2004年)5月～11月	▼区の検討状況(検討素材 NO.2、NO.3、NO.4)に関する意見交換会等開催(それぞれ5回、16回、16回)
	平成16年(2004年)12月～平成17年(2005年)1月	▼新しい中野区基本構想素案をまとめ、区報臨時号などで公表(パブリック・コメント手続を実施) ▼新しい中野区基本構想素案に関する意見交換会を開催(16回)
	平成17年(2005年)3月	▼中野区議会へ基本構想案を提出
	平成17年(2005年)3月25日	▼平成17年第1回中野区議会定例会において可決され、制定
前回の改定までの経過	平成21年(2009年)8月	▼「中野区基本構想の改定の視点」をまとめ、区報などで公表
	平成21年(2009年)9月	▼「中野区基本構想の改定の視点」に関する意見交換会を開催(「新しい中野をつくる10か年計画(第2次)」素案とともに、6回実施)
	平成21年(2009年)10月	▼「中野区基本構想の改定の考え方」をまとめ、区報などで公表
	平成21年(2009年)10月～11月	▼「中野区基本構想の改定の考え方」に関するパブリック・コメント手続を実施
	平成21年(2009年)12月	▼中野区議会へ基本構想の改定案を提出
	平成22年(2010年)2月19日	▼平成22年第1回中野区議会定例会において可決され、改定

中野区基本構想の制定・改定の経緯

改定までの経過	平成26年(2014年)6月	▼「中野区基本構想及び新しい中野をつくる10か年計画の改定方針」決定
	平成26年(2014年)7月	▼区民意見聴取をはじめ
	平成26年(2014年)9月	▼中野区基本構想審議会設置、諮問
	平成27年(2015年)3月	▼中野区基本構想審議会が区長へ答申
	平成27年(2015年)8月	▼中野区基本構想検討骨子決定
	平成27年(2015年)10月	▼中野区基本構想検討素案決定
	平成27年(2015年)11月	▼区民意見交換会を開催(「新しい中野をつくる10か年計画(第3次)」素案とともに、8回実施)
	平成28年(2016年)1月	▼中野区基本構想検討案決定
	平成28年(2016年)2月	▼中野区基本構想検討案に関するパブリック・コメント手続を実施
	平成28年(2016年)3月	▼中野区議会へ中野区基本構想の改定案を提出
	平成28年(2016年)3月25日	▼平成28年第1回中野区議会定例会において可決され、改定

～未来を拓く中野の自治と参加～

中野区自治基本条例

(平成17年(2005年)4月1日施行)

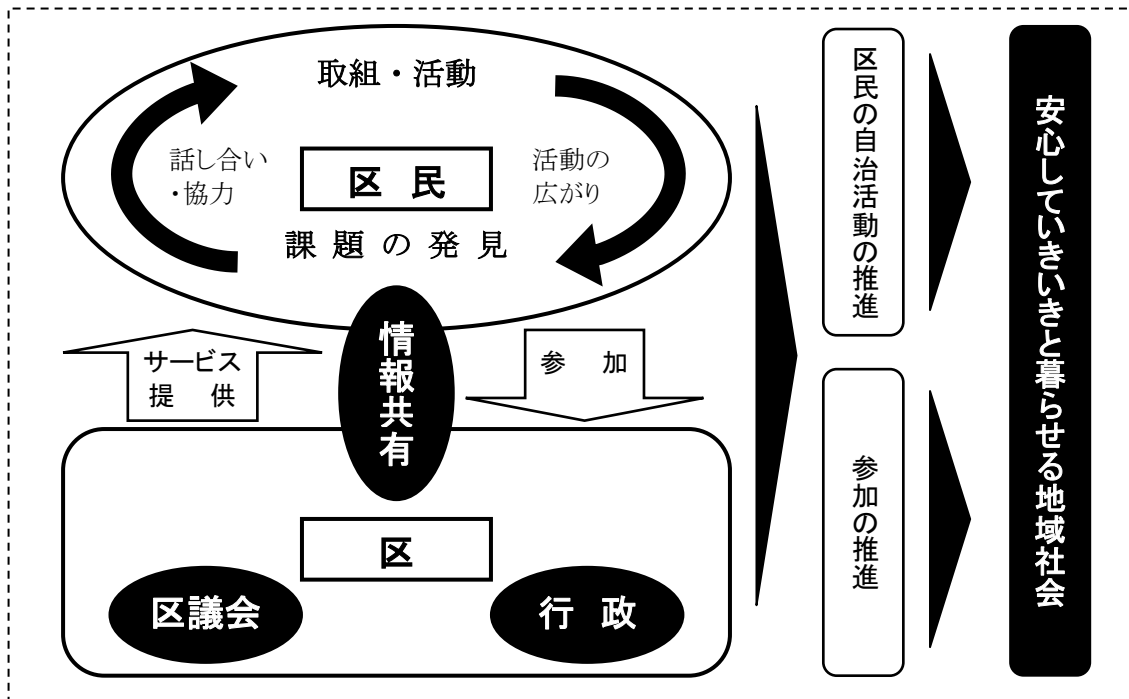
◇中野区自治基本条例の概要

○自治基本条例とは

自治とは、そこに住む人たちが、みんなの課題を解決するための取組です。みんなの豊かさや幸福をみんなで実現することをめざして、話し合いをしたり、みんなで決めたルールを守ったり、活動をしたりするものです。

中野区自治基本条例は、区民一人ひとりが地域のまちづくりの主役として自治を営むこと、区民の参加により区政を運営していくことを定めたもので、平成17年4月に施行しました。

自治の発展のイメージ



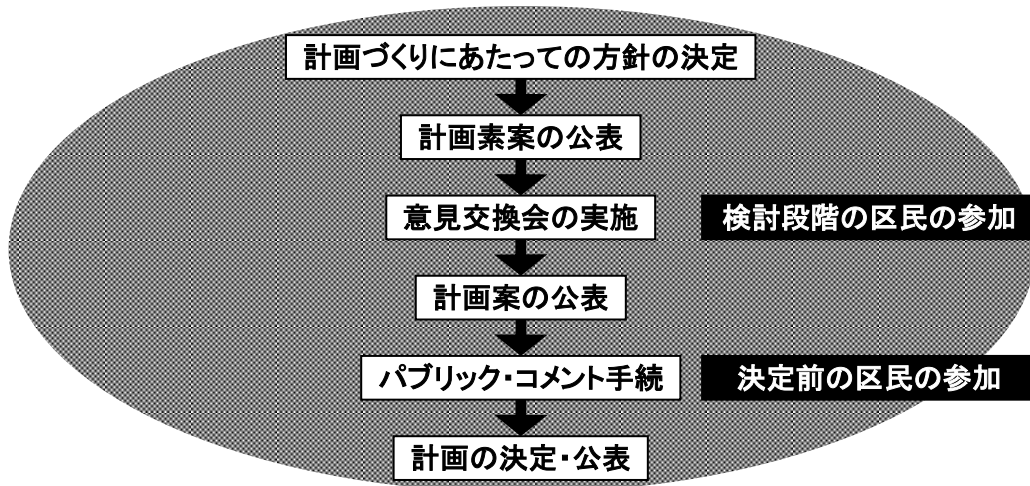
○自治基本条例の主な内容

《区政への区民の参加をすすめます》

- ・ 区民は、区の政策の企画立案、検討、実施、評価、見直しのすべての過程に参加する権利をもっています。
- ・ 行政運営への区民の参加の手続きは、行政活動の内容などに応じて適切な形態や方法により行います。

- 基本計画、個別計画、区政運営に関する基本方針などを定める条例の制定・改廃の案の検討・決定にあたっては、意見交換会とパブリック・コメント手続を実施します。
- 行政は、区民の意見の反映状況について、区民に説明します。

計画ができるまでの参加の手続きの例



* 意見交換会・・・区民を対象に実施する対話形式の集会。区が計画の素案などを説明し、参加者との質疑応答や意見交換をします。

* パブリック・コメント手続・・・計画や条例案などの決定にあたり、案の趣旨や内容などを区が公表し、これらについて出された意見などを考慮して決定するとともに、区民の意見等に対する区の方針を公表する手続をいいます。

《区民の合意事項を尊重します》

区は、区民の自治の活動を推進するため、区民が地域の課題解決に向けて、自ら守るべきものとして合意した取組やルールを尊重し、その取組などの趣旨を区政運営に生かしていきます。

《住民投票》

住民投票（一つの案件に関して、その賛否などについて区民の直接投票を行うこと）は、案件ごとに制定される条例に基づいて実施します。その条例では、投票に付すべき事項、投票手続、投票できる人などを定めます。

◇中野区自治基本条例(全文)

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 行政運営(第8条—第13条)

第3章 区民の参加(第14条—第16条)

第4章 区民の合意事項の尊重(第17条)

第5章 条例の位置付け(第18条)

第6章 雑則(第19条・第20条)

附則

○前文

中野区民は、多くの先人によって積み重ねられてきたまちの歴史と人々のきずなを重んじ、更に発展させながら次世代に引き継ぎ、区民が愛着と誇りを持つふるさと中野をつくり上げることを希求しています。

そのためには、区民が自ら行動し、自ら築くまちづくりの主役になることが不可欠であり、区政においては、区民の多様な参加を保障し、区民の意思に基づく決定と運営を行うことが基本となります。

中野区は、こうした自治体運営の基本を確認し、区民、区議会及び区長がそれぞれの役割と責任を果たしながら、区民の最大の幸福を実現する地域社会の形成に向け努力していきます。

こうした認識の下に、中野区における自治の基本を定めるものとして、ここに中野区自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、中野区の自治の基本原則を明らかにするとともに、区民の権利及び責務並びに区議会及び執行機関の責務等、行政運営及び区民の参加の手續等の基本的な事項について定めることにより、区民の意思を反映させた区政運営及び区民の自治の活動を推進し、もって安心して生き生きと暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

(自治の基本原則)

第2条 区民は、自らの意思と合意に基づき、共通する幸福と豊かさを追求するために自治を営む。

2 区民は、区政への参加及び監視により、より良い区政の実現を目指す。

3 区は、区民の自治の営みを基本に区政を運営しなければならない。

4 区は、区民と区との十分な情報共有を基に、区民に区政への参加の機会を保障しなければならない。

5 公益のために活動する区民の団体と区とは、その共通する目的を達成するため、協力し合う。

(区民の権利及び責務)

第3条 区民は、区の政策の企画立案、検討、実施、評価及び見直しのすべての過程に参加する権利を有する。

2 区民は、区の保有する情報を知る権利を有する。

3 区民は、区政への参加に当たって自らの発言と行動に責任を持ち、安心して生き生きと暮らせる地域社会の実現に向けて努めるものとする。

(区議会の役割及び責務)

第4条 区議会は、区民を代表して重要な意思決定を行う議決機関であるとともに、執行機関の行政運営を調査し、及び監視し、適正かつ効果的な行政運営を確保する権能を有する。

- 2 区議会は、区議会の保有する情報を公開し、区民との情報共有を図るものとする。

(執行機関の役割及び責務)

第5条 執行機関は、政策の企画立案、検討、実施、評価及び見直しのすべての過程に係る情報を分かりやすく区民に提供するよう努めるとともに、区民の求めに応じて区政情報を公開しなければならない。

- 2 執行機関は、行政運営における公平性及び公正性を確保し、区民の権利及び利益を保護しなければならない。
- 3 執行機関は、効率的かつ効果的な行政運営を行わなければならない。

(執行機関の職員の責務)

第6条 執行機関の職員は、その職責が区民の信託に由来することを自覚し、この条例の目的の実現に向けて、政策課題に適切に取り組みなければならない。

(区長の役割)

第7条 区長は、区民の信託にこたえ、区の代表者として、公正かつ誠実な行政運営を行わなければならない。

第2章 行政運営

(基本構想の制定等)

第8条 区は、区議会の議決を経て、区政運営の指針となる基本構想を、財政見通しを踏まえた上で定めるものとする。

- 2 執行機関は、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定し、総合的かつ計画的な行政運営を行うものとする。

(行政手続)

第9条 執行機関は、区民の権利及び利益の保護に資するため、行政手続に関し共通する事項を定め、行政運営における公平性及び公正性の確保並びに透明性の向上を図らなければならない。

(行政運営の改善)

第10条 執行機関は、行政活動の成果を示す目標を設定するとともに、その達成度を評価することにより、行政運営の改善を図らなければならない。

(公益通報)

第11条 執行機関は、行政運営上の職員の違法な行為等による公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する事項を定めるものとする。

(区民の不利益救済制度)

第12条 執行機関は、区民の権利及び利益の保護を図り、行政運営の過程で区民が違法又は不当に受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消するため、不利益救済の仕組み等を整備しなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 執行機関は、保有する個人情報を保護しなければならない。

第3章 区民の参加

(区民参加の手続等)

第14条 行政運営への区民の参加の手続は、行政活動の内容、性質及び重要性に応じ、個別意見の提出、意見交換会、パブリック・コメント手続等の執行機関の定める適切な形態及び方法によるものとする。この場合において、次に掲げる事項の決定については、原則として、意見交換会及びパブリック・コメント手続を経るものとする。

- (1) 区の基本構想及び宣言等の策定又は改廃
- (2) 基本計画及び個別計画の策定又は改廃

(3) 次に掲げる事項に関する条例の制定若しくは廃止又は当該事項に係る改正の案の策定

ア 区政運営に関する基本的な方針を定めることを内容とするもの

イ 広く区民に義務を課し、又は権利を制限するもの

(4) 広く公共の用に供される大規模施設の建設に係る基本的な計画の策定又は変更

2 執行機関は、区民の参加により示された意見を踏まえ、区民の総意又は合意点を見極めるものとする。

3 執行機関は、区民の意見の取扱い等について説明責任を果たさなければならない。

(住民投票)

第 15 条 区長は、区政の重要事項について、広く区民の総意を把握するため、区議会の議決を経て制定された、事案ごとに住民投票を規定した条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 前項の条例においては、投票に付すべき事項、投票の手続、投票の資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

3 区長は、住民投票で得た結果を尊重しなければならない。

(住民投票の請求及び発議)

第 16 条 区民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を区長に請求することができる。

2 区議会議員は、法令の定めるところにより、議員の定数の 12 分の 1 以上の区議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を議案として区議会に提出することにより住民投票を発議することができる。

3 区長は、自ら住民投票を発議することができる。

第4章 区民の合意事項の尊重

第17条 区は、区民の自治の活動を推進するため、区民が地域の課題解決に向けて自ら守るべきものとして合意した事項を尊重するものとする。

第5章 条例の位置づけ

第18条 この条例は、区政の基本となる事項を定めるものであり、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図るものとする。

第6章 雑則

(検証及び見直し等)

第19条 区は、この条例の趣旨が区政運営に適切に生かされているか検証するとともに、区民の参加による見直し等必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年11月1日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月27日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

◇中野区自治基本条例の制定の経緯

基本構想制定に向けた議論から

「基本構想を描く区民ワークショップ」や中野区基本構想審議会など、基本構想の制定に向けた議論の中で、基本構想の描く中野の将来像を実現するために、新しい自治のしくみをめざすことなどが検討されました。また、平成15年（2003年）10月から職員によるプロジェクトチームをつくり、自治基本条例についての検討を始めました。

審議会で議論

区は、平成16年（2004年）5月に仮称中野区自治基本条例に関する審議会を発足させ、「中野区の自治の発展の方向と『（仮称）中野区自治基本条例』に盛り込むべき内容について」を諮問しました。この審議会は、学識経験者委員4人、公募による区民委員4人により構成されました。

審議会は、平成16年（2004年）11月に区長に答申し、区民の参加を基調とした自治体運営を行うこと、区が区民による自発的な公共的取組を尊重し協力することを通して、区民にとって安心していきいきと暮らせる地域社会を実現していくことなどを提言しました。

シンポジウムと意見交換会を開催

区は、審議会の答申をもとに、同年11月に「自治と参加を考えるシンポジウム」を開催するとともに、区民のみなさんとの意見交換会を実施しました。ここで提案された意見などをもとに、「（仮称）中野区自治基本条例に盛り込むべき主要内容と考え方」をまとめ、平成17年（2005年）1月26日発行の区報臨時号でお知らせするとともに、パブリック・コメント手続を行いました。

自治基本条例を施行

区は、区民のみなさんから寄せられた意見などを参考に、中野区自治基本条例の案を作成し、平成17年第1回中野区議会定例会に提出しました。区議会は、原案を一部修正のうえ可決し、区は平成17年（2005年）4月1日に中野区自治基本条例を施行しました。

【中野区自治基本条例の制定・改正の経過】

平成15年(2003年)10月	▼自治基本条例研究職員プロジェクトチーム発足
平成16年(2004年)5月	▼自治基本条例研究職員プロジェクトチーム「自治基本条例策定に向けた検討の報告」を行う ▼仮称中野区自治基本条例に関する審議会を発足
平成16年(2004年)11月	▼仮称中野区自治基本条例に関する審議会が「中野区の自治の発展の方向と『(仮称)中野区自治基本条例』に盛り込むべき内容について」を区長に答申 ▼「自治と参加を考えるシンポジウム」を開催 ▼意見交換会を開催(3回)
平成17年(2005年)1月～2月	▼(仮称)中野区自治基本条例に盛り込むべき主な項目と考え方について、区報臨時号などで公表(パブリック・コメント手続を実施) ▼意見交換会を開催(3回)
平成17年(2005年)3月	▼中野区自治基本条例を議案として中野区議会に提出 ▼平成17年第1回中野区議会定例会において修正可決される
平成17年(2005年)4月1日	▼中野区自治基本条例を施行
平成23年(2011年)11月1日	▼中野区自治基本条例を一部改正 地方自治法の改正に伴い、基本構想の制定根拠にかかる規定を改正(第8条関係)
平成26年(2014年)3月27日	▼中野区自治基本条例を一部改正 区長の在任期間にかかる規定を削除(第7条関係)

参考資料:用語の意味

本文中で*印を付けてある用語について、五十音順で解説を示します。

用語・語句	掲載ページ	解説
あ行		
ICT・コンテンツ 関連産業	16	ICTとは、「Information & Communication Technology」の略で、情報通信技術のことを指し、コンテンツとは、映像（映画、アニメ、TV番組）、音楽、ゲーム、書籍等の情報内容のことを指す。通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業などの他、デザイン業、著述・芸術家業、広告業、写真業、映画館や興行場・興行団など、ICTやコンテンツに関連する産業をいう。
オープンスペース	8、17	公園・広場・緑地・街路・河川敷・公開空地（民有地内で周辺住民等の利用が可能な公開性のあるまとまった空地）などの建築物に覆われていない空間の総称。
か行		
狭あい道路	9、17	幅員が4メートル未満の道路をいう。このうち建築基準法で指定された道路に面する敷地では、建築を行う場合に道路の中心線から2メートルまで建物を後退させて、道路空間を確保しなければならない規定がある。
交流拠点	7、15	中野区都市計画マスタープランの「まちの骨格」において、「まちの拠点」のひとつとして設定。交流拠点は、東中野駅周辺、中野坂上駅周辺、新中野駅周辺、新井薬師前駅周辺、野方駅周辺、鷺ノ宮駅周辺などを指し、商業・業務施設や交流など集いの場、地域に根差した文化活動の場などの集積を図り、生活・仕事・交流・文化活動を支える拠点として育成・整備していくこととしている。
さ行		
サービス付き高齢者向け住宅	17	バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住宅のこと。
再生可能エネルギー	18	エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

用語・語句	掲載ページ	解説
た行		
低炭素社会	9、18	社会経済活動その他の活動に伴って発生するCO ₂ の排出を抑制し、吸収作用を保全・強化した社会のこと。
都市計画道路	9	都市計画法に基づき都市計画において定められた計画道路。都市における安全かつ快適な交通を確保するとともに、活力と魅力ある快適な都市形成に寄与し、あわせて防災強化の役割を果たし、下水道、地下鉄、自動車専用道路などの収容を図るなど、多面的な機能を有する都市の骨格をなす施設。
な行		
二地域居住	25	都市の住民が、農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つこと。
認知症	21	いろいろな原因で脳の細胞が損傷を受けたり、働きが悪くなることで認知機能(物事を記憶する、言葉を使う、計算する、深く考えるなどの頭の働き)が低下し、様々な生活のしづらさが現れる状態。
ま行		
マイナポータル	24	「マイナンバー制度」を参照。
マイナンバー制度	13、23、24	<p>マイナンバーは、住民票を有するすべての人に一意の番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもの。期待される効果として、所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなることで、負担の公平化、不正な受給の防止、また、行政手続の簡素化による負担の軽減、行政の事務効率の向上等があげられる。</p> <p>マイナポータルは、行政機関がマイナンバー（個人番号）の付いた自分の情報をいつ、どこでやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるシステム。</p>
ら行		
ライフサポート関連産業	16	少子高齢化の進展に伴い、今後ともニーズの増加や多様化が見込まれる産業で、健康・医療・福祉・介護、子育てや教育の支援、創業や就労の支援、地域課題の解決に資する事業など、人々の生活を様々な形で支え、日常の暮らしを豊かにするサービスや事業を展開する産業をいう。

用語・語句	掲載ページ	解説
ライフスタイル	8、9、14、 16、17、18	生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。
ライフステージ	8、11	年代別にみた生活状況をいい、人生の節目によって生活スタイルが変わることや、これに着目した考え方をいう。
連続立体交差事業 /連続立体交差化	4、15	踏切が連続している鉄道の一定区間を、高架化または地下化することにより、多数の踏切除去や、道路と鉄道との立体交差化を一挙に実現する事業をいう。本事業により「開かずの踏切」による踏切渋滞の大幅な解消、鉄道による市街地分断の解消、踏切事故の解消などが図られる。西武新宿線の中井駅から野方駅間の事業が着手されている。
リノベーション	17	既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えたりすること。類似概念にリフォームがあるが、こちらは古くなったものを新築状態等に戻すことで、修復の意味合いが強い。

27中政企第1847号

中野区基本構想 中野区自治基本条例

平成28年(2016年)3月発行

〒164-8501 中野区中野4-8-1

中野区政策室企画分野

電話 03(3228)5485 ファクシミリ 03(3228)5476

メールアドレス kikaku@city.tokyo-nakano.lg.jp